

# 社会福祉法人等指導監査主眼事項（入所者処遇・養護老人ホーム）

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第1 基本事項	(1) 施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮されているか。	適	否		老福施設監査指針第1、養老基準条例2条2項
1 基本方針	(2) 施設の管理の都合により、入所者の生活が不当に制限されていないか。	適	否	否	老福施設監査指針第1
	(3) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村や老人福祉・保健医療サービス事業者等との密接な連携が図られているか。	適	否		老福施設監査指針第1-1-(1)、養老基準条例2条3項
	(4) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制が整備されているとともに、その職員に対し、研修を実施すること等の措置が講じられているか。	適	否	否	養老基準条例2条4項
2 入退所	(1) サービス提供の開始に際して、あらかじめ入所申込者又は家族に重要事項の説明を行っているか。	適	否	否	法76条
	(2) 入所予定者の入所に際し、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めているか。	適	否	否	養老基準条例13条1項
	(3) 入所者が居宅において(再び在宅において)日常生活を営むことができるかどうかについて、常に配慮されるとともに、生活相談員、介護職員、看護職員等の間で定期的な検討が行われているか。	適	否	否	養老基準条例13条2項
	(4) 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、円滑な退所のための必要な援助が行われているか。	適	否	否	養老基準条例13条3項
	(5) 入所者の退所に際しては、退去が可能となった入所者の退所を円滑に行うとともに、自立した生活を継続できるよう、主として主任生活相談員及び生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行えるよう努めているか。	適	否	否	養老基準条例13条4項、5項
第2 入所者処遇	(1) 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、その者の心身の状況等に応じて適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮されているか。	適	否	否	養老基準条例14条2項、15条2項
1 処遇方針	(2) 入所者の処遇に当たり、入所者及び家族に対し、処遇上必要な事項について、懇切丁寧に説明されているか。	適	否	否	養老基準条例15条3項
2 処遇計画	(1) 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて、適切に策定されているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(1)-ア、養老基準条例14条2項

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
2 処遇計画	(2) 処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(1)-ア、養老基準条例14条3項
3 処遇の内容	(1) 処遇計画に基づき自立した日常生活を営むために必要な指導、訓練等が行われているか。	適	否		老福施設指導監査通知第1-1-(2)、養老基準条例15条1項
	(2) 入所者の入浴又は清拭は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(4)、養老基準条例17条7項
	(3) 入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。	適	否		養老基準条例17条5項
	(4) レクリエーション等が適切に実施されているか。	適	否		老福施設監査指針第1-1-(8)、

					養老基準条例17条8項
	(5) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する 手続について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合、 入所者の意思を踏まえ、手続の代行が行われているか。特に、 金銭に係るものについては、書面等による事前の同意とともに、 代行後の本人の確認が得られているか。また、その経過が記録 されているか。	適	否		老福施設監査指針第1-1-(13)、 養老基準条例17条3項
	(6) 入所者の生活の向上を図るため、入所者及び家族からの 相談に応じる体制がとられているか。また、相談に対して適切 な助言・援助が行われているか。	適	否		老福施設監査指針第1-1-(9)、 養老基準条例17条1項
	(7) 入所者の家族と連携を図るとともに、入所者と家族との交 流等の機会を確保するよう努めているか。	適	否		老福施設監査指針第1-1-(9)、 養老基準条例17条4項
	(8) 入所者が要介護状態等となった場合、その心身の状況、置 かれている環境等に応じ、入所者が必要とする介護保険サー ビスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の 居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者に関する情報提 供を行うなど、必要な措置が講じられているか。	適	否	否	養老基準条例18条
4 記録の 整備	入所者の処遇記録等は整備されているか。 ◇記録はその完結の日から最低2年間保存	適	否	否	老福施設指導監査通知第1-1- (1)-ウ、養老基準条例9条2項、 養老基準規則3条
5 健康管 理	(1) 入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断が行われている か。	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(7)、 養老基準条例19条
	(2) 入院治療を必要とする入所者のために、協力病院が定め られているか。また、協力歯科医療機関が定められているか。	適	否		老福施設監査指針第1-1-(7)- ウ、養老基準条例24条
6 衛生管 理・生活 環境等の 確保	(1) 施設において感染症が発生、まん延しないよう感染症予防 対策検討委員会の開催や指針の整備、職員に対する研修等 必要な措置が講じられているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(7)- ア、養老基準条例23条2項、養 老基準規則8条

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
6 衛生管理・生活環境等の確保	(2) 入所者の居室等の生活環境(居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光、照明など)が適切に確保されているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1-2-ウ、 養老基準条例3条
	(3) 衛生的な被服及び寝具が確保されているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(6)
第3 身体的拘束の状況	(1) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束等が行われていないか。また、緊急やむを得ない場合に行われる身体拘束については、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由が記録されているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1、養老基準条例15条4項、5項、身体拘束ゼロ作戦推進通知
	(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図っているか。	適	否	否	養老基準条例15条6項、養老基準規則6条
	(3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	適	否	否	養老基準条例15条6項、養老基準規則6条
	(4) 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	適	否	否	養老基準条例15条6項、養老基準規則6条
第4 利用者預り金の管理	(1) 預り金管理規程が適正に整備されているか。 ◇やむを得ない理由により、施設が入所者(利用者)の金銭を預る場合	適	否	否	指導監督徹底通知5(4)エ、府預り金規程整備通知
	(2) 保管の申出は、本人又はその家族からの依頼書により行われているか。	適	否	否	府預り金規程3条2項
	(3) (2)の場合、複数の職員による立会のもとで依頼書の内容を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程3条3項
	(4) 預り金に現金がある場合、速やかに入所者の預貯金通帳に入金しているか。	適	否	否	府預り金規程3条4項
	(5) 預り金管理規程に基づく帳簿が整備されているか。 ①入所者預り金台帳 ②入所者預り金出納帳 ③入所者立替用小口現金出納帳(入所者現金出納帳)	適	否	否	府預り金規程3条5項
	(6) 施設長は、各保管責任者を別々に定め、事務分掌においてその責任を明確にするとともに、それぞれ該当職員に辞令を交付しているか。 印鑑保管責任者( ) 通帳保管責任者( ) (入所者立替用小口)現金保管責任者( )	適	否	否	府預り金規程4条1～5項
	(7) 各保管責任者は、それぞれを別々の金庫に保管しているか。	適	否		府預り金規程4条6項

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第4 利用者預り金の管理	(8) 通帳保管責任者は、保管する預貯金についての出納をすべて金融機関の入出金伝票により行っているか。 また、キャッシュカードを作成していないか。	適	否		府預り金規程4条7項
	(9) 入所者又はその家族から入金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで入金依頼書を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程5条1、2項
	(10) 入所者から出金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで出金依頼書を確認し、施設長の決裁を受けてから出金しているか。 ◇立替購入の精算についても行うこと。	適	否	否	府預り金規程6条1項、7条4項
	(11) 出金した現金を複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程6条2項
	(12) 入所者立替用小口現金の取扱限度額は適正か。 また、取扱限度額を遵守しているか。	適	否		府預り金規程7条1項
	(13) 立替購入を行った場合、領収書(レシート)を保管しているか。 また、購入品を複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程7条3項
	(14) 施設長は、毎月1回以上入所者別に預り金等の点検を行っているか。	適	否		府預り金規程8条1項
	(15) 理事長は、施設長の点検状況について、四半期ごとに確認しているか。	適	否		府預り金規程8条2項
	(16) 監事は、預り金等の保管状況について定期的に監査を行い、監査報告書に記載しているか。	適	否		府預り金規程8条3項
	(17) 施設長は、四半期ごとに預り金等の入出金状況及び現在高を、入所者本人又は家族に報告しているか。	適	否		府預り金規程9条1項
	(18) 施設長は、入所者又は家族から預り金等について閲覧の申出があった場合は、速やかに提示しているか。	適	否	否	府預り金規程9条2項
	(19) 退所等により預り金等を返還するときは、複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者等の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程6条② (受領書は任意様式)
	(20) 本来施設で負担すべきものを、入所者の預り金から支出していないか。	適	否	否	指導監督徹底通知5(4)エ

凡例) ▷=国、▶=府

**【法令】**

▷ 法 「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)

**【基準条例】 → 京都府条例**

▶ 養老基準条例

「老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第24号)

▶ 養老基準規則

「老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則」(平成24年京都府規則第40号)

**【監査指針】**

▷ 老福施設監査指針

「老人福祉施設に係る指導監査について」(平成12年5月12日付老発第481号 厚生省老人保健福祉局長通知)の別添  
「老人福祉施設指導監査指針」

▷ 老福施設指導監査通知

「老人福祉施設に係る指導監査について」(平成12年5月12日付老発第481号 厚生省老人保健福祉局長通知)の別添  
「老人福祉施設指導監査指針」の別紙「主眼事項及び着眼点」

▷ 指導監督徹底通知

「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

**【その他通知】**

▷ 身体拘束ゼロ作戦推進通知

「『身体拘束ゼロ作戦』の推進について」(平成13年4月6日付老発第155号 厚生労働省老健局長通知)

▶ 府預り金規程整備通知

「入所者預り金等の管理規程の整備について」(平成9年12月26日付9地域第1318号 京都府保健福祉部長通知)